

議案 1 平成 31 年度事業計画及び収支予算について

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

1 平成 31 年度事業計画

2019 年 8 月 1 日(木)から 10 月 14 日(月・祝)まで、愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、名古屋市内のまちなか(四間道・円頓寺)、豊田市(豊田市美術館及び豊田市駅周辺)を会場に、「あいちトリエンナーレ 2019」を開催する。

(1) 現代美術

- ・国際現代美術展
国内外の 60 組程度のアーティストのテーマに沿った作品を美術館やまちなかで展示・映像プログラム
国内外の 10 組程度のアーティストのテーマに沿った映像作品を上映

(2) 舞台芸術

- ・パフォーミングアーツ
国内外の先鋭的な演劇等を 10 演目程度上演するほか、国際現代美術展の参加アーティストによるパフォーマンクス、参加型プロジェクトを実施
数演目を集中的に上演するパフォーミングアーツ・ワークショップ期間を設定
・音楽プログラム
ロックやポップスなどのポピュラーミュージックを新たなプログラムとして追加
美術と音楽の垣根を越えた、祝祭感のある「あいちトリエンナーレ 2019 MUSIC & ARTS FESTIVAL」などの音楽プログラムを実施

(3) ラーニング

- ・アート・ブレイクラウンド
「受けとめる、深める、形にする、オーナーシップ」をキーワードとし、子どもから大人まで来場者が互いに学び合い、創造性を楽しむためのプログラムを実施
・アーティスト派遣事業
参加アーティストが県内の学校へ出向き、児童・生徒とともに、ダンボールを使った作品制作を探究し、会場に来場者の感性を刺激する公園のような空間を創出
・学校向け団体鑑賞プログラム
地域の児童・生徒を対象に、ガイドダンスや作品鑑賞ツアーなどを実施

・ボランティア研修

- ボランティアを対象に、対話型アート鑑賞の要素を加えた新たな研修を行い、来場者に専門知識がなくても十分に楽しんでいただける環境を整備
・トリエンナーレスクール
レクチャーとディスカッションを組み合わせ、参加者同士が相互に学び合える場として、会期中も継続して開催

(4) 連携事業

- ・モバイル・トリエンナーレ
複数の参加アーティストによる短期間の展覧会を、県内 4 か所の文化施設などで巡回展示
・舞台芸術公募プログラム
公募により選考した 15 組の地元文化芸術団体等と共催で、舞台公演を実施

・芸術大学連携プロジェクト

「アートラボあいち」で、3 つの芸術大学(愛知県立芸術大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学)の学生、卒業生及び一般公募により選考された参加者によるパブリックアートをつくるプロジェクトを開催

・芸術祭等連携事業、連携企画事業、パートナーシップ事業

「あいちトリエンナーレ 2019」と同時期に開催される他の芸術祭、県内の文化事業等と連携して、相互に広報展開を実施

(5) サポート体制

1,000 人以上のボランティアによる、会場運営(作品看視等)、ガイドツアー(ツアー形式による作品解説等)の実施

(6) 広報・PR

多言語対応の公式 Web サイトや公式アプリ、SNS(ツイッター、フェイスブック等)による情報発信、印刷物(ポスター・チラシ等)の作成・配布、ガイドマップ・オフィシャルグッズの制作・販売、新聞・雑誌・交通機関等への広告出稿等

(7) その他



実行委員会運営会議の開催等

2 平成 31 年度収支予算

(1) 収入の部		予算額	摘要	(単位:千円)
1	事業収入	196,000	国際現代美術展・舞台芸術入場券収入、グッズ販売等	
2	負担金収入	823,246		
	(1) 愛知県負担金	652,222		
	(2) 名古屋市負担金	171,024		
3	広告・協賛金等収入	69,000	企業協賛、国及び各種文化財団等の助成金等	
4	雑収入	1	受取利息収入	
	収入の部 合計	1,088,247		

(2) 支出の部		予算額	摘要	(単位:千円)
1	事業費	1,069,765		
	(1) 現代美術	657,186	作家関連費、展覧会開催経費、まちなか会場管理支援費	
	(2) 舞台芸術	220,297	劇場等での公演経費、音楽プログラム公演経費等	
	(3) ラーニング	26,649	ワークショップ等開催費、普及教育資料作成配布等	
	(4) 連携事業	97,534	モバイル・トリエンナーレ開催費、その他連携事業経費	
	(5) 広報・PR	68,099	各種広報 PR 活動	
2	管理費	4,256	運営会議開催、事務機器リース等	
3	予備費	14,226		
	支出の部 合計	1,088,247		

新年度

注意事項		公印使用承認印	施行日等				
起案日	平成31年3月29日		3/29				
供覧日							
文書番号	31国芸祭第1号						
施行方法		施行文書確認済 <input type="checkbox"/>					
備考		起案者氏名	[Redacted]				
題名 あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の交付申請について			文書種別 伺い				
事務局長	事務局次長	[Redacted]					
		[Redacted]					
保存期間	5年	標準ファイル名					
伺い文							
平成31年3月27日（水）に開催のあいちトリエンナーレ実行委員会運営会議において、平成31年度事業計画及び収支予算が議決されました。 つきましては、別紙案の1により愛知県知事、案の2により名古屋市長あてにあいちトリエンナーレ実行委員会負担金の交付申請をすることとしてよろしいか。							

あいちトリエンナーレ実行委員会

案

31国芸祭第1号

平成31年 月 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

名古屋市東区東桜一丁目13番2号

あいちトリエンナーレ実行委員会

会長代行 河村 たかし

あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の交付申請について

このことについて、別添の事業計画書のとおり実施しますので、下記のとおり負担金を交付していただきますよう関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金交付申請額

金535,222,000円

あいちトリエンナーレ2019開催に係る経費の執行のため。

2 添付書類

平成31年度事業計画及び収支予算について

担 当 あいちトリエンナーレ

実行委員会事務局

電 話 052-971-6182

FAX 052-971-6115

31国芸祭第1号

平成31年3月29日

愛知県知事 大村 秀章 殿

名古屋市東区東桜一丁目13番2号

あいちトリエンナーレ実行委員会

会長代行 河村 たかし



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の交付申請について

このことについて、別添の事業計画書のとおり実施しますので、下記のとおり負担金を交付していただきますよう関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金交付申請額

金535,222,000円

あいちトリエンナーレ2019開催に係る経費の執行のため。

2 添付書類

平成31年度事業計画及び収支予算について

担 当 あいちトリエンナーレ

実行委員会事務局 ()

電 話 052-971-6182

FAX 052-971-6115

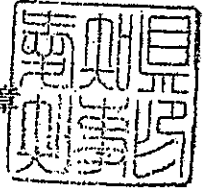


31文芸第18号

平成31年4月1日

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長代行 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀 章



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の交付決定について（通知）

平成31年3月29日付け31国芸祭第1号の申請については、下記のとおり決定
します。

記

1 負担金交付決定額

金535,222,000円

2 負担金の交付の条件

- (1) 負担金の交付の対象は、あいちトリエンナーレ実行委員会の運営に係る経費とする。
- (2) 事業の内容を変更し、又は中止し、もしくは廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 実績報告書については、本年度の事業完了後、決算書を添えて、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) この事業について残金が生じた場合には愛知県へ返還するものとする。

3 支払方法

資金計画に基づき前金払いとする。

担 当 県民文化局文化部文化芸術課

トリエンナーレ推進室調整グループ

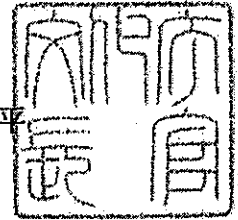
電 話 052-971-6182 (ダイヤルイン)



30文庁第1353号
平成31年4月1日

愛知県
「文化芸術創造拠点形成事業」担当課長 殿

文化庁長官
宮田 亮平



2019年度「文化芸術創造拠点形成事業」審査結果について（通知）

貴団体から応募のありました標記事業について、外部有識者による審査委員会の審査を経て、下記のとおり決定しましたので通知します。


記

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 1. 事業の区分 | 文化芸術創造拠点形成事業 |
| 2. 事業名 | あいちトリエンナーレを核とした地域の文化芸術普及・教育事業 |
| 3. 審査結果 | 不採択 |

【不採択の理由】

外部有識者による審査結果が採択基準を満たさなかったため

【本件担当】

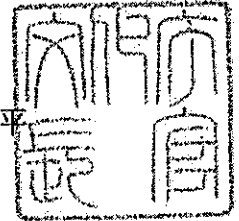
〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る
三丁目毘沙門町43-3
文化庁地域文化創生本部
暮らしの文化・アートグループ 
電話：075-330-6730
FAX：075-561-3511
E-mail：kurashi@mext.go.jp



30文庁第1353号
平成31年4月1日

愛知県
「文化芸術創造拠点形成事業」担当課長 殿

文化庁長官
宮田 亮平



2019年度「文化芸術創造拠点形成事業」審査結果について（通知）

貴団体から応募のありました標記事業について、外部有識者による審査委員会の審査を経て、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1. 事業の区分 | 文化芸術創造拠点形成事業 |
| 2. 事業名 | 「アトラボあいち」情報発信拠点形成促進事業 |
| 3. 審査結果 | 不採択 |

【不採択の理由】

外部有識者による審査結果が採択基準を満たさなかったため

【本件担当】

〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る
三丁目毘沙門町43-3

文化庁地域文化創生本部

暮らしの文化・アートグループ

電話：075-330-6730

FAX：075-561-3511

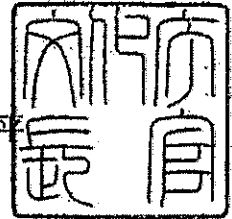
E-mail：kurashi@mext.go.jp



31 文 庁 第 187 号
平成 31 年 4 月 25 日

愛 知 県
「文化資源活用推進事業」担当課長 殿

文化庁長官
宮田 亮平



2019 年度「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業（文化資源活用推進事業）」採択の決定について（通知）

貴団体から応募のありました標記事業について、外部有識者による審査委員会の審査を経て、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1. 事業名 | 「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業 |
| 2. 審査結果 | 採択 |
| 3. 補助期間 | 2019 年度 |
| 4. 採択額 | 78,290 千円 |

【本件担当】

〒605-8505 京都市東山区東大路通松原上る
三丁目毘沙門町43-3

文化庁地域文化創生本部

暮らしの文化・アートグループ

電 話：075-330-6730・6733

FAX：075-561-3511

E-mail：kurashi@mext.go.jp

31国芸祭第1-2号

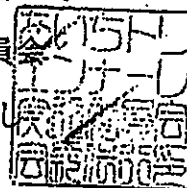
平成31年4月25日

愛知県知事 大村 秀章 殿

名古屋市東区東桜一丁目13番2号

あいちトリエンナーレ実行委員会

会長代行 河村 たかし



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の変更交付申請について

このことについて、別添の事業計画書のとおり実施しますので、下記のとおり負担金を交付していただきますよう関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金交付申請額

既交付決定額 (A)	535,222,000円
今回変更交付決定額 (B)	78,290,000円
変更後の交付決定額 (A+B)	613,512,000円

あいちトリエンナーレ2019開催に係る経費の執行のため

2 添付書類

- ・平成31年度事業計画及び収支予算について
- ・2019年度「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業（文化資源活用推進事業）」採択の決定について（通知）

担 当 あいちトリエンナーレ

実行委員会事務局

電 話 052-971-6182

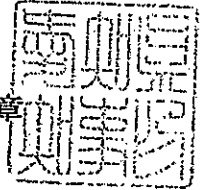
FAX 052-971-6115

31文芸第18-2号

平成31年4月25日

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長代行 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀 章



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の変更交付決定について（通知）

平成31年4月25日付け31国芸祭第1-2号の申請については、下記のとおり決定します。

記

1 負担金交付決定額

既交付決定額 (A)	535,222,000円
今回変更交付決定額 (B)	78,290,000円
変更後の交付決定額 (A+B)	613,512,000円

2 負担金の交付の条件

- (1) 負担金の交付の対象は、あいちトリエンナーレ実行委員会の運営に係る経費とする。
- (2) 事業の内容を変更し、又は中止し、もしくは廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 実績報告書については、本年度の事業完了後、決算書を添えて、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) この事業について残金が生じた場合には愛知県へ返還するものとする。

3 支払方法

資金計画に基づき前金払いとする。

担 当 県民文化局文化部文化芸術課

トリエンナーレ推進室調整グループ

電 話 052-971-6182 (ダイヤルイン)



元受文庁第2023号

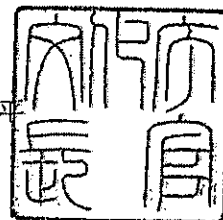
補助金不交付決定通知書

愛知県知事 大村 秀章

平成 31 年 4 月 25 日付け 31 文芸第 63 号で申請のあった平成 31 年度文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 6 条第 1 項及び第 8 条並びに文化資源活用事業費補助金(日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業)交付要綱第 6 条第 1 項の規定による審査の結果、不交付とすることを決定したので通知します。

令和元年9月26日

文化庁長官 宮田 亮平



記

1. 事業の名称

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業

2. 不交付決定に係る補助金額

78,290,000 円

3. 不交付決定理由

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業は、補助金申請の手続きにおいて、来場者を含め展示会場の安全や事業の円滑な運営を脅かすような重大な事実を認識していたにも拘らず、それらの事実の申告がなかったことは、不適当な行為と認められるため。





(様式2)

元文庁第2032号

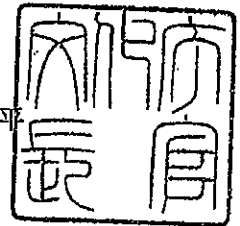
補助金交付決定通知書

愛知県知事 大村 秀章

平成31年4月25日付け31文芸第63号で申請のあった平成31年度文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）については、令和2年3月19日付け31文芸第357号の申請の変更を踏まえ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項及び第8条並びに文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

令和2年3月23日

文化庁長官 宮田 亮平



記

- この補助金の交付の対象となる事業は、平成31年4月25日付け31文芸第63号及び令和2年3月19日付け31文芸第357号（以下「申請書」という。）で申請のあった事業とし、その内容は申請書に記載された事業計画とする。
- 補助対象経費の補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	612,923,076円
補助対象経費	金	508,542,853円
補助金の額	金	66,619,000円
- 補助金の額の確定は、次により算出して得た額とする。
交付要綱第14条に定める補助金の額の確定額は、実支出額の総額の二分の一の額、又は補助金の額（金額が変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
- 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。
- 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の規定に従わなければならない。

なお、補助対象期間は31文庁第187号の採択通知日である平成31年4月25日から令和2年3月31日までとします。

31国芸祭第62号

令和2年3月23日

愛知県知事 大村 秀章 殿

名古屋市東区東桜一丁目13番2号

あいちトリエンナーレ実行委員会

会長代行 河村 たかし

あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の変更交付申請について

このことについて、別添の事業計画書のとおり実施しますので、下記のとおり負担金を交付していただきますよう関係書類を添えて申請します。

記

1 負担金交付申請額

既交付決定額 (A)	613,512,000円
今回変更交付決定額 (B)	△11,671,000円
変更後の交付決定額 (A+B)	601,841,000円

あいちトリエンナーレ2019開催に係る経費の執行のため。

2 添付書類

- ・補助金交付決定通知書

担 当 あいちトリエンナーレ

実行委員会事務局

電 話 052-971-6182

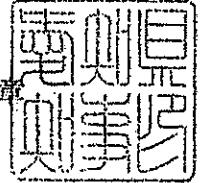
FAX 052-971-6115

3.1 文芸第 382 号

令和 2 年 3 月 23 日

あいちトリエンナーレ実行委員会
会長代行 河村 たかし 殿

愛知県知事 大村 秀章



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の変更交付決定について（通知）

令和 2 年 3 月 23 日付け 31 国芸祭第 62 号の申請については、下記のとおり決定
します。

記

1. 負担金交付決定額

既交付決定額 (A)	613,512,000円
今回変更交付決定額 (B)	△11,671,000円
変更後の交付決定額 (A+B)	601,841,000円

2. 負担金の交付の条件

- (1) 負担金の交付の対象は、あいちトリエンナーレ実行委員会の運営に係る経費とする。
- (2) 事業の内容を変更し、又は中止し、もしくは廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 実績報告書については、本年度の事業完了後、決算書を添えて、速やかに知事に報告しなければならない。
- (4) この事業について残金が生じた場合には愛知県へ返還するものとする。

担 当 県民文化局文化部文化芸術課

トリエンナーレ推進室調整グループ

電 話 052-971-6182 (ダイヤルイン)

31国芸祭第66号

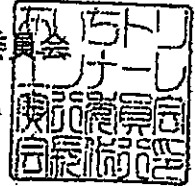
令和2年3月31日

愛知県知事 大村 秀章 殿

名古屋市東区東桜一丁目13番2号

あいちトリエンナーレ実行委員会

会長代行 河村 たか



あいちトリエンナーレ実行委員会負担金の変更交付申請について

令和2年3月23日付け31文芸第382号で交付決定を受けた「あいちトリエンナーレ実行委員会負担金」について、下記のとおり変更申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額 (A)	601,841,000円
今回変更交付決定額 (B)	△1,085,243円
変更後の交付決定額 (A+B)	600,755,757円

2 変更を必要とする理由

歳入予算（愛知県負担金のうち、愛知県文化振興基金繰入金分）の減のため。

担 当 あいちトリエンナーレ

実行委員会事務局

電 話 052-971-6111

FAX 052-971-6115

地創第110号
平成31年4月1日

愛知県知事 大村 秀章 様

一般財団法人 地域創造
理事長 板倉 敏和

平成31年度地域の文化・芸術活動助成事業の決定について(通知)

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当財団の事業推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年9月14日付け30文芸 第198号にて申請のありました標記事業の助成につきましては、理事会の承認を経て、下記のとおり助成することに決定しましたので通知します。

記

1. 助成対象事業名 (創造(一般)プログラム)
国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」開催事業
2. 助成承認額 10,000,000 円
3. 助成金の支払い 貴団体からの実績報告に基づき支払うものとする。
4. その他 事業の実施に当たっては、「平成31年度地域の文化・芸術活動助成事業助成要綱」及び別紙「留意事項」に十分留意すること。

一般財団法人地域創造

担当：総務部

電話：03-5573-4164

FAX：03-5573-4070

E-mail：josei@jafra.or.jp